

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-1	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>(4) 情報化の推進</p>
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>機構は、通則法に基づき、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、社会経済環境の変化に対応しながら、持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行うこと。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として、自ら責任をもって、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、現下の厳しい社会経済環境を踏まえつつ、その変化に対応しながら、独立した経営体として持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行う。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として、自ら責任をもって、その業務を適正かつ効率的に実施するとともに、現下の厳しい社会経済環境を踏まえつつ、その変化に対応しながら、独立した経営体として持続的・安定的な経営基盤を確立するため、適切かつ弾力的な業務運営を行う。</p>			<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>東日本大震災に係る復興支援について、福島県内の復興支援の本格化等に伴う体制強化を図りつつ、都市再生事業、賃貸住宅事業等においても効率的、効果的な事業推進を図るため組織体制の見直しを実施。</p>
<p>1 業務運営の効率化</p> <p>効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施すること。</p> <p>このため、民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを採り入れた実施</p>	<p>1 業務運営の効率化</p> <p>効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に見直しを行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化</p> <p>効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・効率的な業務運営が行われるよう組織の整備・見直しを適切に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>内部統制の一層の充実・強化を図るため、理事会の機能強化やリスク管理委員会の設置など、内部統制システムの整備を推進。また、外部講師を招いたコンプライアンス研修等を計画的に実施。</p> <p>一方、職員の業務遂行にコンプライアンス上不適切な行為があったことが判明しており、現在、第三者による調査が行われているところ。</p>	

<p>体制の構築を図ること。</p> <p>また、技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得ること。</p>					<p>管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上に取り組むとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。</p> <p>情報化の推進については、情報セキュリティ水準の向上に資する取組として、不正アクセス等の情報セキュリティインシデント発生時における手順書等を整備。</p>
	<p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、東日本大震災の復興支援に係る体制の更なる強化を行いつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に対応した業務の効率化、スリム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図る。</p> <p>② 民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。</p> <p>③ 技術研究所を将来的に独立行政法人建築研究所に移管することを検討し、平成 26 年中に結論を得る。</p> <p>④ 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などによる管理部門のスリム化を検討する。</p>	<p>(1) 機動的・効率的な組織運営</p> <p>政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、東日本大震災の復興支援に係る体制の更なる強化を行いつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に対応した業務の効率化、スリム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>① ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等を削減し、その組織体制の縮小を図る。</p> <p>② 民間出身の役職員の活用拡大を行うとともに、積極的な人材投資により職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図る。</p> <p>③ 給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などによる管理部門のスリム化を引き続き検討する。</p>		<p>東日本大震災に係る復興支援について、福島県内の復興支援の本格化等に伴う体制強化を図りつつ、都市再生事業、賃貸住宅事業等においても効率的、効果的な事業推進を図るため組織体制の見直しを実施した。</p> <p>①ニュータウン事業等の新規に事業着手しないこととされた業務については、当該業務に係る要員等を削減し、その組織体制の縮小を図るとともに、土地の供給・処分を促進するため、組織体制の見直しを行った。</p> <p>②職員の経営リテラシーを高め、民間のノウハウを取り入れた実施体制の構築を図るため、引き続き、積極的な人材投資を行うとともに、民間出身の役職員の活用を行った。</p> <p>③管理部門のスリム化を検討した結果、旅費計算及び収入支出等、経理関連業務の一部について平成 28 年 2 月より、段階的にアウトソーシングの導入を開始した。</p>	<p>以上を踏まえ、本評価区分の自己評価の考え方は以下のとおり</p> <p>(1) 機動的・効率的な組織運営、(3) 管理会計の活用及び(4) 情報化の推進については、それぞれ必要な取組を着実に実施しているものの、(2) 内部統制の適切な運用については、職員にコンプライアンス上不適切な行為があったことが判明している。このため、本項目全体としては他法人の業務実績評価の例も参考に、C 評価とする。</p> <p>なお、当機構としては、今回のコンプライアンス違反を重く受け止め、第三者による調査結果を踏まえ、適切に再発防止措置の策定・公表等を行う予定。</p>

		<p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知した事項等を参考にしつつ、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等の取組により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>(2) 内部統制の適切な運用</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成27年4月1日施行)に基づき体制を整備するとともに、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知した事項等を参考にしつつ、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等の取組により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>		<p>内部統制の一層の充実・強化を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の重要な審議機関としての理事会の機能強化やリスク管理委員会の設置など、内部統制システムを整備。 ・ 機構の重要な意思決定においては、全役員で構成される理事会で審議。 ・ 事業ごとのリスクを意識しながら、リスクマネジメントを実施。 ・ 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施。 ・ 役職員のコンプライアンス意識向上のため、外部講師を招いたコンプライアンス研修及びeラーニングの活用等による研修を実施。 <p>監事監査において、内部統制システムの整備とその運用状況等について監査があり、監事監査報告がまとめられ報告。</p> <p>一方、当機構の職員が補償交渉相手である利害関係人から飲食の提供を受けるなど、コンプライアンス上不適切な行為があったことが判明したところ。</p>	
		<p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>経営情報をより適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理の強化を図るため、管理会計を活用する。</p>	<p>(3) 管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>機構の経営管理・活動管理の強化を図るため、部門別及び圏域・地区別の執行管理の推進に努め、管理会計の一層の充実を図る。</p>		<p>管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。</p> <p>また、研修の実施等により、経営管理に対する意識の更なる強化に取り組んだ。</p>	

	<p>(4) 情報化の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づき、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)において市場化テストの対象と定められたOA用情報システムの運用管理業務について民間競争入札を実施し、決定した事業者当該システムを安全かつ円滑に運用させ、安定的、効率的なシステム稼働を維持するとともに、当該事業者による業務の実施状況の検証を行う。</p>	<p>(4) 情報化の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づき、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)において市場化テストの対象と定められたOA用情報システムの運用管理業務について民間競争入札に係る手続を開始する。</p>		<p>機構の情報セキュリティ水準の向上に資する取組として、以下の事項を実施。</p> <p>①新規採用職員及び全国の各階層の職員に対して情報セキュリティに関する研修を実施。</p> <p>②「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(平成16年9月14日総務省行政管理局長通知)の改正を踏まえた情報セキュリティポリシーの改正。</p> <p>③不正アクセス等の情報セキュリティインシデント発生時における対処や連絡体制に関する手順書を整備。</p> <p>④標的型攻撃メールによるウイルス感染リスクを低減させるため、実行形式ファイルが添付された外部からの受信メールについて、添付ファイルを自動で削除する機能の導入。</p> <p>⑤セキュリティアンケートの結果やサイバーセキュリティに関する注意喚起等の内容をイントラネット上に掲示し、全職員への啓発を実施。</p> <p>市場化テストの対象と定められたOA用情報システムの運用管理業務について、官民競争入札等監理委員会事務局と手続開始に向けた協議を実施。</p>	
--	---	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p> <p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が参画することにより、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を推進させる際には、的確な事業リスクの把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の取組を徹底する。	2 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 的確な事業リスクの管理を行うため、平成27年度においては、以下の取組を引き続き実施・徹底する。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評価： B 新規事業着手段階の34地区すべての地区において、事業リスク管理手法に基づいて、リスクの抽出・分析等を行い、予めリスク分担や軽減策を検討する等、事業着手の可否についての判断を着実に実施した。 また、事業実施段階の272地区すべての地区において、事業執行管理調書を作成し、リスクの定期的管理を行い、うち、134地区で事業の見直しを実施した。
		① 新規事業の着手に当たっては、機構が負うこととなる事業リスクについて、事業期間、地価、工事費、金利等の変動リスクを十分に踏まえた経営計画等を策定の上で、事業着手の可否を判断する。	① 新規事業の経営計画等の策定に際しては、以下の方法により個別事業毎に事業リスクへの対策をとることとする。 イ 事業リスクの抽出 事業期間中に発生する可能性のある、事業期間、地価、工事費等の変動リスクを抽出する。 ロ 事業リスク軽減方策とリスク分担の検討		① 新規事業着手段階の34地区すべての経営計画等の策定に際して、事業リスク管理手法に基づいて、事業中に発生する可能性のあるリスク抽出とその軽減・分担方策の検討、正味現在価値の算出等を踏まえた経営計画を策定し、事業着手の可否について判断を行った。	事業評価については新規採択時評価6件、再評価5件、事後評価3件を実施。うち、再評価及び事後評価においては、事業評価監視委員会の審議を経て、評価結果を公表した。 これらを踏まえ、B評価とする。

			<p>抽出したリスクに対して、軽減するための措置を検討するとともに、リスクの種別等に応じて地方公共団体、民間事業者等との適切なリスク分担を図る。</p> <p>ハ 経営計画等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正味現在価値の算出等により、機構が負うこととなる事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否について判断する。 ・デシジョンツリーの作成により、事業見直しの基準とリスクの発生が予想される時期等を明確にし、その時期において必要に応じ事業計画の見直しを行うことができる計画とする。 		
		<p>② 事業着手後においても、事業を実施中のすべての地区において、毎年、定期的な事業リスクの管理を行うことと併せて、土地取得・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じて、採算見直し、事業リスクを定量的に把握することとし、適宜、その精度の向上を図るために事業リスクの管理手法等の見直しを行う。必要に応じて事業の見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な見直しを行う。</p>	<p>② 事業の実施に当たっては、引き続き、事業資産の販売先の早期確定、民間との共同事業化等、事業リスクを軽減するための措置を可能な限り講ずる。</p>		<p>②事業実施に当たっては、事業資産の販売先の早期確定や関係者との適切な役割分担を中心にリスクの軽減策を講じた。</p>
			<p>③ 事業実施中のすべての地区において、事業執行管理調書を用いて、定期的な採算見直し、事業リスクのモニタリングを行い管理する。また、デシジョンツリーにおいて示された土地取得・資金調達・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じ、事業リスクを引き続き定量的に把握して管理する。その結果、事業見直しが必要と判断される地区については、事業見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な</p>		<p>③事業実施段階のすべての地区（平成27年4月1日時点：272地区）において、事業リスク管理手法に基づき、事業執行管理調書を作成し事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえて、134地区の事業見直しを行った。</p>

		見直しを行う。 また、事業見直しの可能性を十分考慮し、見直しを行う必要性の有無を確認する時期を予め明確にするとともに、その基準を個々に定める進め方とする。			
<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価を実施すること。</p>	<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>評価結果及び審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進する。</p> <p>なお、都市再生事業の再評価を実施する際には、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。</p>	<p>(2) 事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>評価結果及び審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進する。</p> <p>なお、都市再生事業の再評価を実施する際には、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。</p>		<p>新規採択時評価 6 件、再評価 5 件、事後評価 3 件を実施した。</p> <p>新規採択時評価においては、「事業の目的及び機構参画の意義」「政策効果分析」「事業を実施することによる効果・影響」「実施環境」の 4 つの観点から評価を行った。</p> <p>再評価及び事後評価においては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議の結果を踏まえ、機構の対応方針を決定し、評価結果と併せて公表した。</p>	

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p> <p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 一般管理費・事業費の効率化 4 総合的なコスト削減の実施
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減 (計画値)	5%程度	—	—	—	—	—	5%程度	—
一般管理費について、平成25年度と平成30年度を比較して5%程度に相当する額を削減 (実績値)	—	—	4.97%	4.67%	—	—	—	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）を比較して 5% 程度に相当する額を削減すること。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図ること。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第二期中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）を比較して 5% 程度に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。なお、ニュータウン事業等の経過措置業務については、中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進し、都市再生事業・賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、第二期中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）を比較して 5% 程度に相当する額を削減</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト削減等を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>一般管理費については、日常的な経費の一層の節減に全社的に取り組む等により、平成 25 年度比 4.67%の削減を行った。</p> <p>また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、引き続き事業コストの削減、賃貸住宅管理コストの削減及び不採算事業の見直し等、事業の効率的な執行によるコスト改善に取組んだ。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>一般管理費については、日常的な経費の一層の節減を全社的に取り組んだこと等により、平成 25 年度比 4.67%の削減を実現した。</p> <p>また、事業費については、政策的意義の高い事業や収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、事業の効率的な執行によるコスト改善を着実に実施した。</p> <p>事業コストの削減については、賃貸住宅修繕工事の部品・仕様の見直しやリバーサオークション方式、発注の大括り化、入札前価格交渉方式等の契約方式の導入により、外部調達コストの低減を図る取組を展開した。</p> <p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>
	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>事業コストの削減については、コスト構造の改善に関するプログラム等を策定の上、それに基づき総合的なコストの削減を行うとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組むこと。これらにより与えられた条件の下でコストの最小化とサービスの最大化を図ること。</p>	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>平成 24 年度までの「都市機構事業コスト構造改善プログラム（平成 20 年度策定）」に基づき、設計・積算に当たっての規格や発注方式の見直し等コスト構造の改善に継続して取り組むとともに、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進する。</p> <p>また、入札等に当たっては、価格交渉方式の導入や総合評価方式の見直し等、応札者の価格低減余地を引き出す運用を拡大し、外部調達コストの一層の削減に取り組む。</p> <p>更に、賃貸住宅事業については、仕</p>	<p>4 総合的なコスト削減の実施</p> <p>平成 24 年度までの「都市機構事業コスト構造改善プログラム（平成 20 年度策定）」に基づき、設計・積算に当たっての規格や発注方式の見直し等コスト構造の改善に継続して取り組むとともに、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進する。</p> <p>また、入札等に当たっては、価格交渉方式の実施や総合評価方式の見直し等、応札者の価格低減余地を引き出す運用及びフレックス工期による契約方式の導入により事業者間の競争を促進する運用を更に拡大し、外部調達コス</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・事業コストの削減について、総合的なコストの削減を実施するとともに、外部調達コストの一層の削減に取り組んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>コスト構造改善の取組として以下の取組を行った。</p> <p>①事業のスピードアップ 「周辺基盤整備完了前の土地の早期販売」等</p> <p>②計画・設計・施工の最適化 「大規模発注方式」（大括り化による発注方式）等</p> <p>③維持管理の最適化 「長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善」等</p> <p>外部調達コストの一層の削減方策として、以下の取組を行った。</p>	

		<p>様の精査や発注方法を見直すこと等（一部修繕工事へのリバースオークション方式や発注方法の大括り化、並びに修繕コストの透明化の試行実施等）による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。</p>	<p>トの一層の削減に取り組む。</p> <p>更に、賃貸住宅事業については、仕様の精査や発注方法を見直すこと等（一部修繕工事へのリバースオークション方式や発注方法の大括り化、並びに修繕コストの透明化の試行実施等）による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。</p>		<p>①事業者間の競争を促進するため、フレックス工期による契約方式の運用拡大のために、工事準備期間を活用するタイプを新たに追加するなど事業者間の競争を促進する運用の拡大に努めた。</p> <p>②入札前価格交渉方式等 手続の簡素化等により交渉がスムーズに進むよう、実施要領を改善し、応札者の価格低減余地を引き出すことに努めた。</p> <p>③新たな総合評価方式の実施等 新規参入業者の競争参加促進を図るため、総合評価基準を一部見直した方式を新たに設け、一部工事を対象に試行実施した。</p> <p>さらに、コスト削減に関する情報発信として、新たに外部向けも含めて以下の取組を行った。</p> <p>①工事発注見通しの詳細情報公表 ②不調・不落対策の公表</p> <p>これらにより、不調不落率は10.9%（対前年度比▲4.6%）と改善。</p> <p>また、昨年と同様にコスト削減に関する役職員の意識向上を図る目的で、「YYサイト」（社内イントラネット）上で機構等の調達に関する情報を発信した。</p> <p>賃貸住宅事業については、以下のとおり、コスト削減を着実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様の改善として、キッチン備品等の見直し等の修繕仕様の合理化等を行った。また、高機能クロスを採用することで、張替の頻度が下がる等ライフサイクルコストの改善に繋がる仕様改善を行った。小規模修繕工事公募において、履行開始後VE方 	
--	--	---	--	--	--	--

					<p>式の実施、オープンブックに準じた抽出調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注方法の見直しとして、フレックス工期の適用拡大、外壁・耐震改修工事等の発注方法の大括り化、新たな総合評価方式の試行実施及び発注時期の平準化を行い、競争参加者増を図った。(一部再掲) 	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報					
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)					
無し					

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-4	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い公共事業を実施していることから事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施することで、防止対策の徹底を図る。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。</p> <p>また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施するとともに、その取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施することで、防止対策の徹底を図る。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受ける。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 法令順守及び契約の適正性を確保するための体制強化の取組</p> <p>・契約業務に携わる人材の育成・強化の観点から、契約手続に係るマニュアル類の整備（契約ハンドブック、イントラネット版契約マニュアルの更新等）を実施するとともに、契約業務研修を実施。</p> <p>2 「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>・下記のとおり「調達等合理化計画」を着実に実施。自己評価にあたっては契約監視委員会における点検を実施。</p> <p>(1) 情報システム関連業務のうち、「改修」、「運用保守」業務については、システム開発者等の 1 者応札がやむをえない分野として整理した上で、予定価格を抑制する取組を実施。「改修」は、計 26 件公募し、予定価格を平均 7.0% (約 6 百万円) 抑制。「運用保守」は、1 件公募し、予定価格を 6% (約 32 百万円) 抑制。</p> <p>(2) 調達コストの削減に係る取組</p> <p>① 賃貸団地における既存エレベーターへの戸開走行保護装置 (UCMP) 設置工事を含む改修工事につき、44 件 (87 団地 642 基) のボリュームディスカウントを実施。価格交渉の結果、相手方の提示価格から約 3 億円低減。</p> <p>② MPS (マネージド・プリント・サービス。出力機器を調達するの</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を実現した。</p> <p>「平成 27 年度調達等合理化計画」については、本計画に定める事項を着実に実施した。また、本計画の自己評価にあたって契約監視委員会における点検を実施し、各事項とも B 評価とした。</p> <p>入札談合等関与行為の防止に係る取組を実施した。</p> <p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p> <p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>

					<p>ではなく、出力機器の出力量に応じて費用を支払うサービスのこと。)を84事務所に導入し、計1億円のコスト削減を実現。</p> <p>③物品等調達案件につきリバースオークションを計19件実施。基準金額計6億4千万円に対し計約6千万円のコスト削減を実現。</p> <p>(3)競争性確保に係る取組</p> <p>①一者応札・応募が2回連続して発生した案件について計485件のフォローアップ票を作成し、改善に係る検討結果をホームページで公表。また、契約監視委員会において点検を実施し(計4回)、審議概要をホームページで公表。</p> <p>②小規模修繕工事に係る1者応札対応方針(※)を策定。</p> <p>※事業者アンケート結果を踏まえ、1者応札の改善は難しいものの、継続して競争性確保に係る取組を行いつつ価格適正化(コスト低減に向けて対応する)</p> <p>(4)品質等価格以外の要素に留意する取組</p> <p>①適正な施工体制確保、ダンピング防止、社会保険未加入事業者の排除等につき厳格な運用を実施。</p> <p>②フレックス工期制度の導入等により、入札不調・不落を抑制。平成27年度における入札不調・不落率は10.9%(対前年度比▲4.6%)と改善。</p> <p>(5)新たに締結する随意契約に関する内部統制の確立、随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約は真にやむを得ないものについて厳格に適</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>用（新たな随意契約は発生していない）。</p> <p>(6) 契約手続ミス等不祥事発生の未然防止 以下の取組を実施。 ① 契約手続に係るマニュアル類の整備 ② 契約業務研修を実施 ③ 全 38 事務所中 28 事務所につき、調達権限の本部等への集約化を実施。また、(株)URコミュニティが運営する住まいセンター21 事務所の調達権限（保全工事等）の集約化を実施。</p> <p>(7) 契約手続ミス等不祥事発生時における対応 以下の取組を新たに実施。 ① 談合情報対応マニュアルを改正。警察庁への通報制度、外部有識者からの意見聴取制度を導入。 ② 「発注者綱紀保持規程」を策定。発注事務に係る情報管理手続、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実があった場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定。</p> <p>3 入札談合等関与行為の確実な防止 以下の取組を新たに実施。</p> <p>(イ) 「談合情報対応マニュアル」の改正（2(7)①再掲） (ロ) 「発注者綱紀保持規程」の策定（2(7)②再掲） (ハ) 談合防止研修の実施（公正取引委員会講師を招聘×6回、本社主催×8回）</p> <p>4 入札及び契約の適正な実施について 監事の監査によるチェックを受け</p>
--	--	--	--	---

					た。	
--	--	--	--	--	----	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)						
なし						